

議案第 4 1 号

八幡浜市双岩コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市双岩コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市双岩コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 施設使用料			別表 施設使用料		
施設の名称	利用時間	使用料（円）	施設の名称	利用時間	使用料（円）
多目的広場	8 時～1 7 時	1, 0 6 0	多目的広場	8 時～1 7 時	1, 0 4 0
	8 時～1 2 時	5 2 0		8 時～1 2 時	5 1 0
	1 2 時～1 7 時	6 4 0		1 2 時～1 7 時	6 3 0
	時間帯以外（1 時間までごとに）	1 5 0		時間帯以外（1 時間までごとに）	1 5 0
休憩所	8 時～1 7 時	2, 1 3 0	休憩所	8 時～1 7 時	2, 0 9 0
	8 時～2 2 時	3, 2 0 0		8 時～2 2 時	3, 1 4 0
	8 時～1 2 時	1, 0 6 0		8 時～1 2 時	1, 0 4 0
	1 2 時～1 7 時	1, 4 9 0		1 2 時～1 7 時	1, 4 6 0
	1 7 時～2 2 時	1, 9 2 0		1 7 時～2 2 時	1, 8 8 0

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市双岩コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。